

# 大和高田市農業委員会会議録

1. 開催日時 平成30年2月8日(金)午後3時00分～午後3時45分
2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
3. 出席委員 (17名)

農業委員	氏名	農業委員	氏名	推進委員	氏名
1	森本 輝雄	8	中江 彰	1	岡本 勝康
2	今村平治郎	9	上田美加子	2	寺田 勉
3	鶴山 久雄	10	前田 全計	3	稲岡 丈介
4	小川 隆興	11	藤岡 秀信	4	吉岡 重治
5	奥本 正嗣	12	弓場 一郎		
6	木下 浩明	13	本郷 保則		
7	梅田 昌宏				

4. 欠席委員 (0名)

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第4条規定による申請の件

議第2号 農地法第5条規定による申請の件

議第3号 農地法第18条第6項について通知の件

議第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第5号 その他

1) 使用貸借権の消滅について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第4条第1項第7号規定による転用届出の件

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 龍 節子

事務局補佐 東浦章仁

## 7. 会議の概要

議長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から2月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、委員17名全員出席されておりますので、総会は成立していることをご報告致します。また推進委員は4名全員出席いただいております。(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事日程、第1、議事録署名委員の指名についてお諮り致します。  
私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に3番、鶴山委員と4番、小川委員のお二人を指名しますので、よろしくお願ひ致します。また、議事日程、第2、会議書記の指名につきましては、事務局の龍局長と東浦補佐を指名します。それでは、ただ今から議事日程、第3、議事に入ります。議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案書1ページをお願い致します。議第1号、農地法第4条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域内の自己農地を農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字大谷□□□番2(田)1,398㎡、申請人、大字大谷、□□□、転用目的は太陽光発電設備への転用申請でございます。場所は、調査順序表第2番目、北角公民館より□□へ約□50mのところでございます。

以上、議第1号につきましては1件の申請で、申請に伴う書類等は具備致しております。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告をお願い致します。

部会長 それでは、農地部会の審議内容を報告させて頂きます。大谷の□□さんの転用申請であります。本年度10月の委員会にて農用地除外についてご審議いただきました案件です。申請地の現況は、耕作されております。周囲の状況は、北側は宅地 南側は道路 東側と西側は農地です。現状のまま整地し、土砂の流出がないように造成されます。排水は自然浸透で北側の既設水路に排水されます。大谷水利組合や隣地農地の方からも同意を得ています。周囲への被害はないものと思われ、農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上審議内容について報告いたします。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて、農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 大字大谷の申請地の農地区分につきましては、近鉄築山駅1km内に位置し、第2種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、今回の転用申請の目的に見合う自己資金の金融機関の通帳の写しが添付されております。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、許可後より着手、約4か月で完成という計画ですので確実と考えます。また、計画面積につきましては、パネルの設置枚数などから、妥当であると判断致します。以上、ご審議よろしくお願ひ致します。

議 長 ただ今、農地部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、議第2号について何かご意見、ご質問のある方は挙手をお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 ご質問等がないようですので、採決致します。この議第2号、農地法第4条規定による申請の件について、賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第1号については、県へ送付することに決定致します。次に、議第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第2号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転により農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。

番号1番、申請地、大字大谷□番(田)1,639㎡、譲受人、大字大谷、(株)□□□□、譲渡人、大字大谷、□□□□、申請地は、売買による所有権移転で、露天駐車場及び露天資材置場への転用申請でございます。場所は、調査順序表第1番目、大和大谷別院より□□へ約□00mのところでございます。

議 長 以上、議第2号につきましては1件で、申請に伴う書類等は具備致しております。ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。大谷の□□□さんの転用についてですが、申請地の現況は、田として使用されております。周囲の状況は、北側と南側は農地 東側は申請者所有の宅地 西側は水路です。周囲に擁壁を設け、地上げし土砂の流出がないように造成されます。雨水は、自然浸透で東側の既設水路に排水されます。雨水は、自然浸透で東側の既設水路に排水されます。大谷水利組合からも同意を得ています。隣地農地の方からも同意を頂いております。周囲への被害はないものと思われ、農地部会としては妥当な申請であろうという審議結果でした。以上、農地部会での審議結果を報告させていただきます。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 それでは説明致します。申請地の農地区分は築山駅より約1km内に位置し、第2種農地と判断致します。資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書が添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、前回の転用分につきましても、計画通り完了されており、今回も許可後より早々に着手し、2か月で完成という計画で確実と考えます。また、計画面積につきましては、駐車20台分とパレット置場として利用するためであり、利用計画図、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願致します。

議 長 ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第2号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議 長 ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。議第2号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、第2号議案は県へ送付することに決定致します。続いて、議第3号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第3号、農地法第18条第6項について通知の件についてご説明致します。  
本件は、農地の耕作権について解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。

番号1番、申請地、大字根成柿□□□番1(田)1,154㎡、借受人、大字根成柿、□□□、貸出人、大字根成柿、□□□□、解約理由は、高齢のためでございます。

番号2番、申請地、大字大谷130番(田)2,304㎡のうち2208㎡、借受人、葛城市、□□□、貸出人、大字大谷、□□□□、解約理由は、高齢のためでございます。

以上、議第3号につきましては2件の通知でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見ご質問等ございませんか。  
(なしの声有り)

議長 なしとの声がありましたので、ご異議がないものとして議第3号、農地法第18条第6項について通知の件につきましては、事務局処理と致します。

続いて、議第4号を議題と致しますが、この案件につきましては、上田委員さんの親族が申請人となっている事案ですので、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定に基づき、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。  
(上田委員 退席)

それでは事務局より説明願います。

事務局 議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。

整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する者、大字根成柿、□□□□、利用権を設定する農地、大字根成柿□□□番1(田)579㎡、大字根成柿□□□番2(田)321㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を作付けしての利用で、期間は、平成31年3月1日から平成34年2月28日までの3年間でございます。

整理番号2番、利用権の設定を受ける者、葛城市、□□□□、利用権を設定する者、大字池田、□□□□□、利用権を設定する農地、大字池田□□□番1(田)2,680㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を作付けしての利用で、期間は、平成31年3月1日から平成37年2月28日までの6年間でございます。

整理番号3番、利用権の設定を受ける者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する者、大字松塚、□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番(田)2,768㎡、大字松塚□□□番2(田)967㎡、大字松塚□□□番1(田)1,394㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、平成31年2月1日から平成34年1月31日までの3年間でございます。

整理番号4番、利用権の設定を受ける者、磯野町、□□□□、利用権を設定する者、南本町、□□□□、利用権を設定する農地、大字東中□□番1(田)1,902㎡、利

用権の種類は、使用貸借権の設定により、水稻を栽培しての利用で、期間は、平成31年3月1日から平成34年2月28日までの3年間でございます。

整理番号5番、利用権の設定を受ける者、大字大谷、□□□□、利用権を設定する者、大字大谷、□□□□、利用権を設定する農地、大字大谷□□番(田)1,107㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定により、野菜を栽培しての利用で、期間は、平成31年3月1日から平成41年2月28日までの10年間でございます。

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事すると認められることなどの各要件を満たしております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しましてその旨の回答をさせていただきますので、ご審議よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

(なしの声あり)

議長 　ご質問などがないようですので、採決致します。それでは、議第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議長 　全員賛成ですので、議第4号につきましては、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。次に議第5号を議題と致しますが、議題に入ります前に、上田委員の入室、着席をお願い致します。また次の案件につきましては、梅田委員さんが申請人となっている事案ですので、先ほど同様、当該事案の審議開始から終了までの間、退席をお願い致します。なお、関係議案終了後に入室、着席して頂きます。

(梅田委員 退席)

(上田委員入室、着席)

議長 　それでは事務局から議第5号その他の1番について、説明をお願いします。

事務局 　議案書3ページをお願い致します。議第5号、その他の1番、使用貸借契約の消滅について説明致します。

今回の案件は、利用権設定の借受人を変更されるため、現在の契約を解消するためのものです。議第4号の5番の案件のためとなります。

番号1番、解約する農地、大字大谷□□番(田)1,107㎡、借受人、大字大谷、□□□□、貸出人、大字大谷、□□□□、

以上、使用貸借契約の消滅については、1件の通知でございます。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 　ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問などありませんか。

(なしの声あり)

議長 　ご質問などがないようですので、採決致します。それでは、議第5号、その他の1番使用貸借権の消滅について、承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第5号、その他の1番については、事務局処理に決定致します。次に入ります前に、梅田委員の入室、着席をお願い致します。

(梅田委員入室、着席)

議 長 次に、議第5号、その他の2番、専決処分の報告について、報告第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第5号、その他の2番、専決処分の報告について、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の所有の権利を取得したことの届出について、専決処理を行った事後報告でございます。

番号1番、申請地、大字磯野番□□(田)768㎡、外3筆、面積は合計5,153㎡、相続人、磯野町、□□□、届出事由は、平成30年10月27日相続による所有権取得の届出で、あっせんの希望はされておられません。

以上、報告第1号、農地法第3条の3第1項の規定による届出については1件の届出でございます。

議 長 ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせていただきます。

続いて、議第5号、その他2番、専決処分の報告について、報告第2号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは議案書4ページをお願い致します。議第5号、その他2番の専決処分の報告について、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致しましたのは、平成30年12月26日から平成31年1月25日までに報告があった案件であります。

番号1番、転用届出地、大字大谷□□□番(田)168㎡、届出人、広陵町、□□□□、住宅用地への転用届出であります。現地確認を、平成31年1月8日に地元委員の梅田委員さんをお願い致しまして、事務局も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行ったものでございます。

以上、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出の件については1件の届出でございます。

議 長 ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご質問等ございませんか。

(異議なしの声あり)

議 長 異議なしとの事でございますので、報告第2号を終わります。確認委員の梅田委員さん、大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。

議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。

議 長 ご質問等ないようですので、委員の皆様方には大変ご苦勞様でした。これで2月の定例委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議 長	今村平治郎
署名委員	鵜山 久雄
署名委員	小川 隆興